

令和5年度巡回指導について (留意事項を解説)

一般社団法人
北海道貸切バス適正化センター

- 令和5年度の巡回指導につきまして、お忙しい中ご対応いただき深く感謝申し上げます。
- 巡回指導時に多くみられた、特に留意していただきたい事項を整理しました。
詳細については、以下項目別に記載しましたので、ご確認の程よろしく願いいたします。

以下、留意事項

◆ 運転者の採用～選任時の確認手順

- 「運転者」の採用から選任までのチェックシートを掲載します。ご参考にしてください。

チェックシート

※  の項目は、巡回指導時に実施不足が多くみられた項目です。

チェック項目	確認
1. 健康診断 ※入社以前3か月以内の受診結果でも可 ※法令で定める診断項目に省略が無いよう注意 → 雇入時の健康診断 (厚生労働省HP)	令和 年 月 日 <input type="checkbox"/>
2. 運転記録証明書 ※ 自動車安全運転センター にて取得	令和 年 月 日 <input type="checkbox"/>
3. 適性診断 (初任、適齢、特定)	
(1) 事故歴なし・満65歳未満 → 初任診断	令和 年 月 日 <input type="checkbox"/>
(2) 事故歴なし・満65歳以上 → 適齢診断	令和 年 月 日 <input type="checkbox"/>
(3) 事故歴あり → 特定診断 (事故歴の内容によりⅠ又はⅡ)	令和 年 月 日 <input type="checkbox"/>
4. 初任の特別な指導 (座学10時間以上、実技20時間以上)	令和 年 月 日 <input type="checkbox"/>
5. 乗務員台帳に記載 (健康診断等の全ての情報を記録)	令和 年 月 日 <input type="checkbox"/>
6. 指導の効果の確認 ※ 選任後に実車運行中 のドラレコ記録等により運転状況を確認	令和 年 月 日 <input type="checkbox"/>

★ **運転者選任日までに1.～4.が終了していること。6.は選任後に実施する。**

※ [運転記録証明書 \(過去3年間以上を選択\)](#) により事故歴を把握する。

↑発行箇所 (自動車安全運転センター) のHPIに移動します

※ 当該初任運転者が適齢診断または特定診断対象でもある場合、高齢者、事故惹起運転者の特別な指導がそれぞれ必要になります。

※ 実技指導は、指導を受ける運転者が実際に乗務するバスのうち**最大車種で全て行うとともに、ハンドル時間 (※休憩時間や横乗りの時間は含まない)** の合計で**20時間以上**の実施が必要です。


※ 「[旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針](#)」に基づき、初任運転者への特別な指導を適切に実施してください。

◆ 下限割れの事例紹介と解説

事例

- 運送引受時点において運賃料金は下限額以上の範囲内で設定していたが、実際の運行で当初の想定より走行時間及び走行距離が延びてしまった。
- かつ、実際の運行に基づいて再計算を行わなかった。
- 結果として、**収受した運賃料金が下限額を下回ってしまった**。

解説

- 運送引受時点の運賃料金は、あくまで引受時点の走行時間・走行距離に基づく金額です。
- その上で、収受する運賃料金は、実際の運行による走行時間・距離に基づき算出される下限額以上の範囲内とする必要があります（実際の運行に要したコストは運賃料金で回収）。
※実際の運行による金額を収受しない場合「下限割れ」となります。
- ★ したがって、運送引受時点の運賃料金が、実際の運行による走行時間・距離に基づいて再計算した下限額を下回る範囲にある場合、事業者は発注者側に**運賃料金を追加請求する必要があります**。
- ★ 運送引受時点の運賃料金が下限額ギリギリである場合、本事例のように実際の運行で下限割れするパターンが多くみられます。
したがって、引受にあたっては、**運行時期等を踏まえ余裕をもった運賃料金の設定や事前（事後）に発注者側への説明等が必要となります**。 

◆ 点呼の実施・記録・保存について

運輸規則改正概要（令和6年4月1日より）

※詳しくは[国土交通省のプレスリリース](#)をご確認ください

- 点呼の様子の動画保存義務化（90日間）
- アルコールチェックの様子（呼気検査中の顔写真）を撮影保存義務化（90日間）
- 点呼記録について、電子ファイルでの保存義務化
- デジタル式運行記録計の使用義務化（経過措置あり）
- 一部書面や記録の保存期間が、1年間から3年間に延長
- 安全取組の公表内容拡充



一部項目の解説

- 点呼実施者と運転者の映像&音声、一部始終明確にわかるよう記録する必要があります。電話点呼は、点呼実施者と運転者のやり取りの録音のみでOKです（録音方法は問いません）。
- アルコールチェック時の撮影保存は、点呼動画内でチェック時の運転者の顔が容易に確認できる場合、改めての写真撮影は不要です（電話点呼の場合はアルコールチェック時の顔写真の撮影・保存が必須ですが、ドライブレコーダーでチェック時の様子を撮影して代えることも可能です）。
- 点呼記録の他、運送引受書、手数料の額を記載した書類、業務記録、運行指示書の保存期間も、1年間から3年間に延長しています。電子保存可（※**点呼記録は電子保存が必須**）。